第1章 刑事弁護に関する活動

弁護士の職務は、広範な領域にわたり、更に拡大しつつあるが、その中で刑事弁護に関する活動は、弁護士のみに認められた重要な活動の一つである。

近年、裁判員裁判の実施を始めとする一連の刑事司法改革により、刑事弁護実務にも様々な変革が生じている。以下、弁護士の刑事弁護への取組を概観する。

第1節 当番弁護士制度と被疑者国選弁護制度

資料2-1-1-1 刑事手続の流れ（逮捕から起訴まで）と弁護士の役割

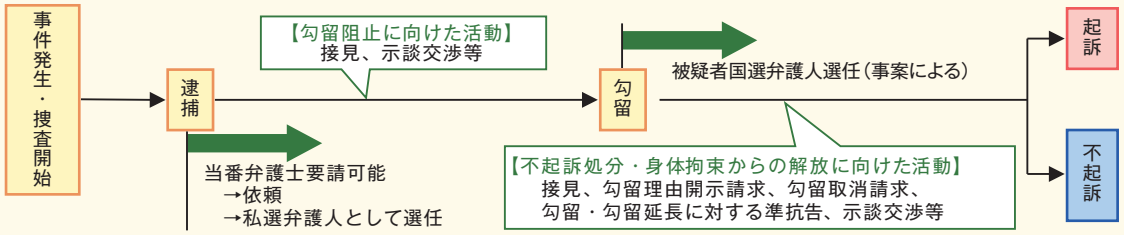

【注】1．いずれの段階においても、私選弁護人の選任が可能。
2．私選弁護人の選任に際し、一定の条件の下、刑事被疑者弁護援助制度の利用が可能。

1 当番弁護士制度と被疑者国選弁護制度の概要

当番弁護士制度は、逮捕されて身体を拘束された被疑者やその親族などから要請があった場合に、弁護士会が弁護士を派遣する制度である。原則として要請があったその日のうちに弁護士が接見に赴き、初回接見には原則無料で対応する。また、国選弁護制度とは、刑事事件の被告人（犯罪の嫌疑を受けて起訴された人）及び被疑者（犯罪の嫌疑を受けてまだ起訴されていない人）が、貧困などの理由で私選弁護人を選任することができないときに、国選弁護人の選任を請求することができる制度である。一定の条件下では、職権により国選弁護人が選任されることもある。

2006年9月までは、被疑者段階における国選弁護制度はなかったが、同年10月から、法定合議事件等について被疑者国選弁護制度が導入され、2009年5月には対象事件がいわゆる必要的弁護事件まで拡大された。2016年5月に刑事訴訟法が改正され、2018年6月1日から対象事件が「被疑者に対して勾留状が発せられている全事件」に拡大された。勾留決定前の段階では、日弁連が運営する刑事被疑者弁護援助制度を利用することができる。

被疑者段階を含む国選弁護制度における国選弁護人選任までの手続の流れを示したのが、85頁のチャート図である。それぞれの制度の概要は、次のとおりである。

（1）被疑者国選弁護制度

○選任は、勾留段階から（逮捕段階には国選弁護制度はない。）。
○2006年9月の導入時には法定合議事件等であったものが、対象が順次拡大され、2018年6月1日から被疑者が勾留されている全事件に拡大された。
○私選が原則で、国選は補完的な位置付けとなっている。
○「貧困その他の事由により弁護人を選任できない」ことを確認するための手続を経る必要がある。
○基準以上の資力をもつ者は、あらかじめ弁護士会への私選申出（私選弁護人選任の申出をすること）が必須となる。資力基準は、預貯金等含み50万円。
○資力が基準未満の者は、直接、裁判所に国選弁護人選任請求をする。
○勾留質問時に、弁護人選任に関する審査を行うのが理想であり、勾留質問以前に私選弁護人を選任するか否かが決まっていることが望ましい。

○被疑者・被告人が利用しやすいように、逮捕段階から制度を教示することが望ましい。
○被疑者段階で国選弁護人として選任された場合、原則、そのまま被告人段階でも国選弁護人となる。

（２）私選弁護人選任申出制度

2004 年に改正された刑事訴訟法第 36 条の 3 第 1 項及び第 37 条の 3 第 2 項により、「弁護士会に対する私選弁護人選任の申出」が国選弁護人の選任手続に組み込まれたため、基準以上の資力をもつ被疑者及び必要的弁護事件以外の被告人は、あらかじめ弁護士会に私選申出をすることが必須となっている。

（３）当番弁護士制度と私選弁護人選任申出制度の関係

当番弁護士による法的助言とは別に私選弁護人選任申出制度を設けると、二度手間になり手続が煩瑣になるため、当番弁護士制度に刑事訴訟法が規定した私選弁護人選任申出制度の機能を併せ持たせて一元化している弁護士会が多い。

（４）即決裁判手続と国選弁護制度

「死刑又は無期若しくは短期 1 年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件」以外で、事案が明白かつ軽微である等の事情を考慮し相当と認める事件については、検察官が、即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし、即決裁判は被疑者の同意がなければこれをすることができない。

被疑者は、即決裁判手続に同意するか否かを明らかにしようとする場合には、国選弁護人の選任を請求することができる。その際に、資力が基準額以上である被疑者は、あらかじめ弁護士会に私選弁護人の選任を申し出なければならない。

なお、被告人段階では、裁判所はできる限り速やかに、職権で弁護人を付さなければならない。公判は必要的弁護である。

資料2-1-1-2　国選弁護人選任手続の流れ

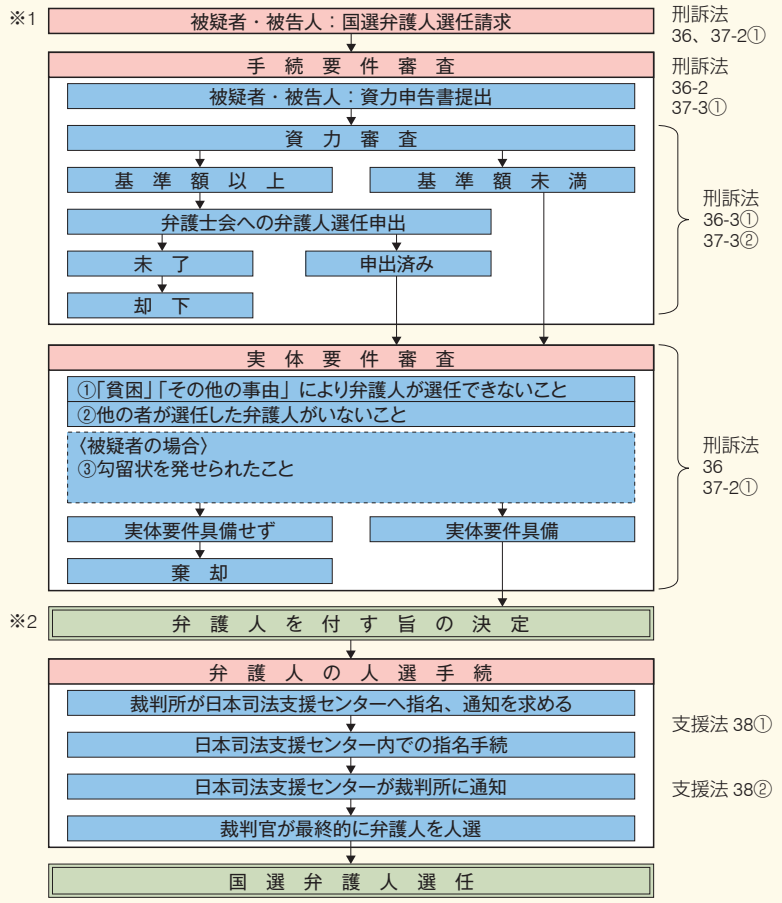

※1 被告人又は被疑者は、いつでも私選弁護人を選任することができる（刑訴法 30 条）。
私選弁護人を依頼したい被疑者・被告人及び基準以上の資力を持つ被疑者、必要的弁護事件以外の被告人は、管轄の弁護士会に私選申出をすることとなっている（上記、私選弁護人選任申出制度参照）。
現状では、当番弁護士制度等をきっかけに私選弁護人が選任されている場合もある。

※2 被疑者・被告人の請求による場合ではなく、必要的弁護（刑訴法 289 条等）あるいは職権による選任（同法 37 条、37 条の 4 等）の場合は、この段階から開始される。

【注】「刑訴法」と記載しているのは、刑事訴訟法のことであり、「支援法」と記載しているのは、総合法律支援法のことである。